

■ 眺望景観資産の指定の提案をされる皆様へ

1 眺望景観資産を提案することができるのは以下のいずれかに該当する団体です。

- イ 市町村
- ロ まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人
- ハ 一般社団法人
- ニ 一般財団法人
- ホ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の地縁による団体

2 眺望景観資産として指定することができるものは以下に該当するものです。

県内の眺め（一定の視点（以下「視点」という。）から主たる対象物を眺望する景観をいう。以下同じ。）のうち、主たる対象物が次のいずれかに該当し、かつ、将来の世代に引き継いでいくべき良好なもの

- イ 建造物
- ロ 樹木
- ハ 田畑
- ニ 山
- ホ 河川
- ヘ 海岸
- ト 市街地又は集落を形成している区域
- チ 市街地内又は集落内の道路及びその沿道の建築物等

3 指定の方針

（指定する眺め）

（1）指定する眺めは、次に掲げるものとする。

- イ 県内外の人々を惹きつけ、地域の活性化に生かされるような魅力的な眺め
- ロ 山形県景観条例第 27 条に基づき提案された眺め
- ハ 提案によらず指定する眺めは、原則として田畑、山、河川、海岸、市街地又は集落を形成している区域等を主たる対象物とする眺めのうち、原則として、広域的な眺め

（視点場）

（2）指定する眺めの視点場は、次の事項を満たすものとする。

- イ 良好に整備され、又は整備が見込まれ、並びに管理者が明確になっていること。
- ロ 車等で容易にアクセスできること。

（対象場）

（3）指定する眺めの対象場は、次の事項を満たすものとする。

- イ 主たる対象物の眺めを阻害しないこと。

（指定の考慮事項）

（4）眺めの指定にあたっては、次に掲げる事項を考慮する。

- イ 「ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針」と調和が保たれていること。
- ロ 対象場の自然、歴史、文化又は人々の生活等に地域固有の特性が認められること。
- ハ 眺めを生かした地域づくり・まちづくりに資するような取組が行われ、又は行われる見込みがあること。
- ニ 主たる対象物の見え方が安定していること。ただし、季節及び天候による変化は含まない。

4 提案する場合は、以下の書類を視点の所在地を所管する総合支庁建設部建設総務課へ提出してください。

- イ 提案書（参考様式（眺望景観資産の指定の提案））
- ロ 視点及び主たる対象物の位置がわかる地図等

5 提案提出後の処理

提案書及び添付図書は、各総合支庁建設部建設総務課から県庁県土整備部県土利用政策課へ送付され、県土整備部県土利用政策課で指定するかどうかの判断を行います。

判断にあたり、当該視点が所在する市町村の長及び山形県景観審議会の意見を聴きます。

その結果、指定する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を提案者へ通知します。

指定する場合は、県公報で告示するとともに提案者へ通知します。

6 指定後の活用等

県は、指定した眺望景観資産に対する県民の理解を深めるよう努めるとともに当該眺望景観資産に係る視点が所在する市町村と連携を図りながら、当該眺望景観資産が地域の活性化に生かされるよう必要な施策の推進に努めるものとします。

また、必要に応じて資産の保全のため景観計画の景観形成基準を別途定めるものとします。

<問い合わせ先>

山形県県土整備部県土利用政策課 景観・地域づくり担当

TEL 023-630-2581 FAX 023-630-2582

■ 眺望景観資産の指定（フロー図）

